

第1章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可等の概要

1 - 1 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨

「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）は盛土等に伴う災害から人命を守るため、規制区域（ ）内における宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を許可制（一部届出制）として危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的として定められています。

（ ）規制区域：宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域
 なお、本手引き内の用語の定義は、以下のとおりです。

【用語の定義】〔法第2条、10条、13条、26条〕〔政令第1条、3条、4条、6条〕

用語	定義
宅地	次に掲げる土地以外の土地 （農地、採草放牧地、森林、道路、公園、河川、政令第2条及び省令第1条各項で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地）
農地等	農地、採草放牧地及び森林をいいます。
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令第3条に定めるもの 【政令第3条】 盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの 切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの 盛土と切土を同時に行う場合、当該盛土及び切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるときの当該盛土及び切土 上記の 、 に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの（崖を生じないもの） 上記の ~ に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500m ² を超えるもの
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令第3条で定めるもの 【政令第3条】上記の「宅地造成」欄参照 （ なお、宅地造成も「宅地において行う盛土その他の土地の形質の変更」に該当し、特定盛土等に包含されることとなります。）
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除去するものに限る。） 【政令第4条】 高さが2mを超える土石の堆積 上記の に該当しない土石の堆積で、当該土石の堆積を行う土地の面積が500m ² を超えるもの
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をまとめて表す際に使用
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの
宅地造成等工事規制区域	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の工事により、災害が生ずるおそれの大きい市街地や集落、その周辺の区域にあって、当該行為を規制する必要があるとして、指定した区域
特定盛土等規制区域	宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域にあって、地形等の自然的条件等からみて、当該区域の特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害により市街地等の人家等に危害を生ずるおそれ大きいと認めるものとして、指定した区域
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設で崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして省令第11条で定めるもの）、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留 【省令第11条】鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設 その他これに類する施設

○盛土規制法における「宅地」の定義は、以下の図1-1-1に示すとおりです。

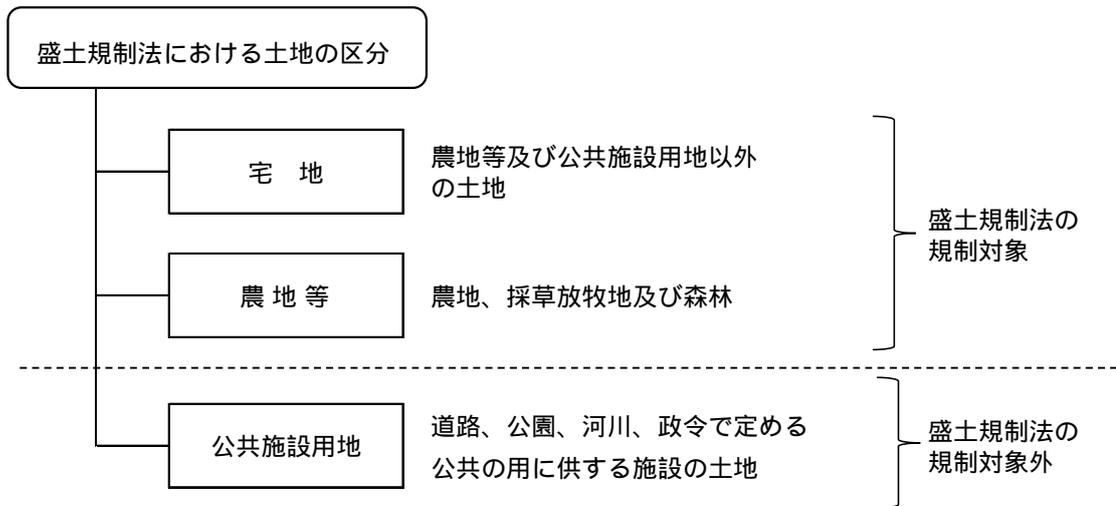


図1-1-1 盛土規制法における土地の区分

○盛土規制法における「宅地造成」、「特定盛土等」及び「土地の形質変更」の定義は、図1-1-2、図1-1-3に示すとおりです。

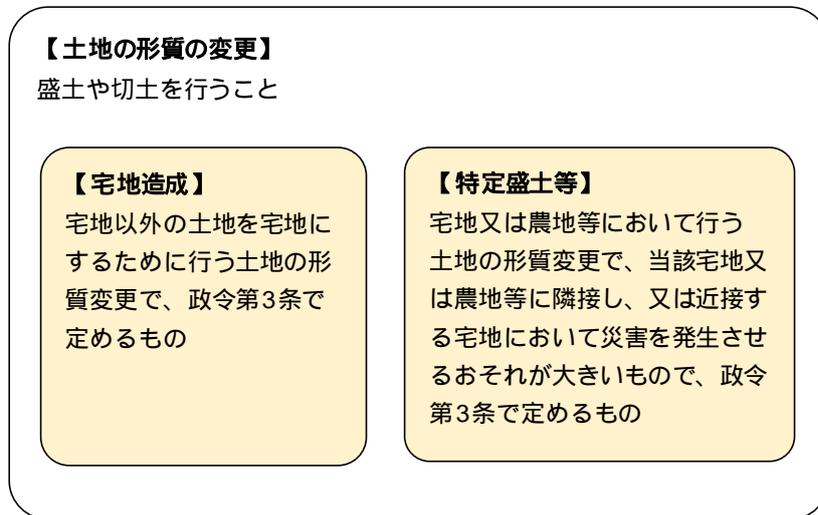


図1-1-2 土地の形質変更の定義

○法第2条第2号（宅地造成）及び第3号（特定盛土等）の規定による、政令第3条に定める「土地の形質変更」の定義は、以下の～のとおりです

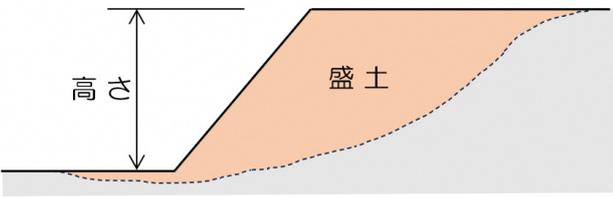
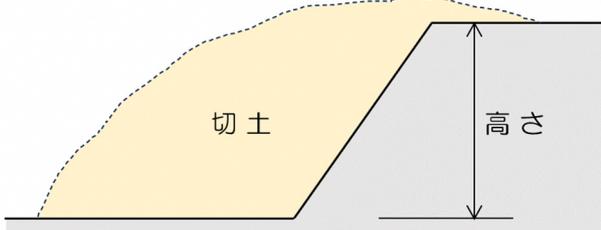
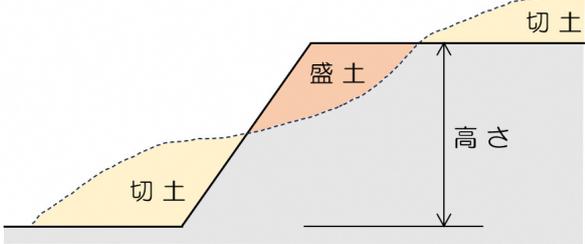
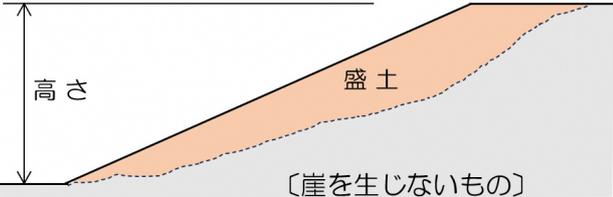
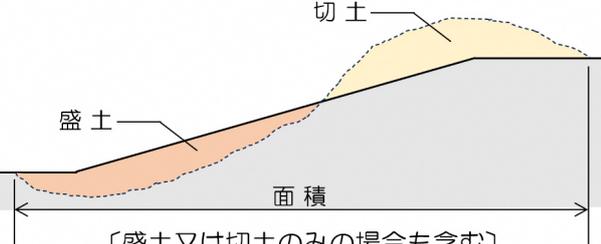
<p>盛土であって、当該盛土の土地の高さが1 m超の崖（ ）を生ずるもの</p>	
<p>切土であって、当該切土の土地で高さが2 m超の崖（ ）を生ずるもの</p>	
<p>盛土と切土を同時に行う場合で、当該盛土及び切土部分の高さが2 m超の崖（ ）を生ずるもの（ 、 を除く）</p>	
<p>盛土で、高さが2 m超となるもの（ 、 を除く）</p>	
<p>盛土又は切土をする場合で、当該土地の面積が 500m²超となるもの（ ~ を除く）</p>	

図1-1-3 土地の形質変更の定義（政令第3条）

（ ）「崖」とは、地表面が水平面に対し 30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいいます。

なお、崖の途中に小段等の水平面があり、崖が分離されている場合であっても、一体の崖とみなすことがあります。（図1-1-4参照）

[分離された崖の考え方]

一体の崖とみなすケース (図1-1-4)

下層の崖面の下端からの 30° を示す線分 AB よりも上層の崖面の下端 P が上方にある場合。

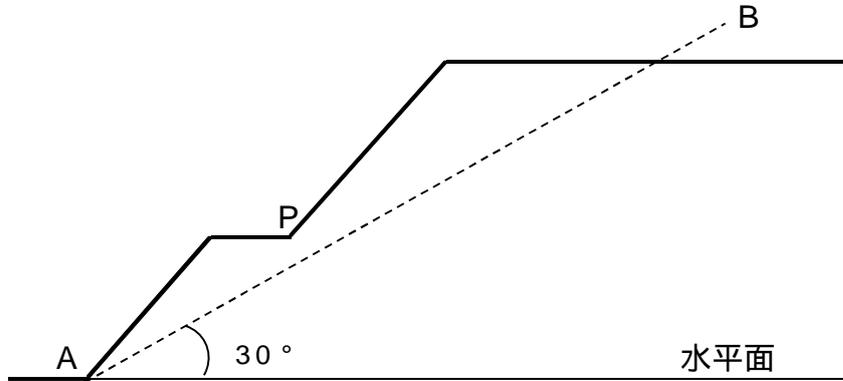


図1-1-4 一体の崖とみなすケース

別の崖とみなすケース (図1-1-5)

下層の崖面の下端からの 30° を示す線分 AB よりも上層の崖面の下端 P が下方にある場合。

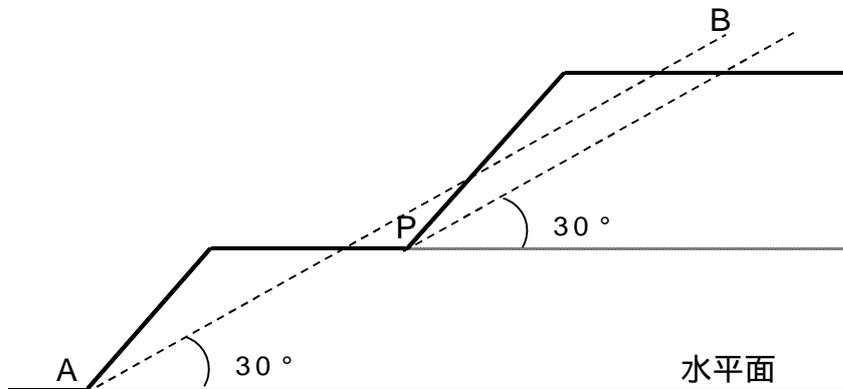


図1-1-5 別の崖とみなすケース

○法第2条第4号の規定による、政令第4条に定める「土石の堆積」の定義は、図1-1-6に示すとおりです。（一定期間の経過後に当該土石を除去するものに限りませう。）

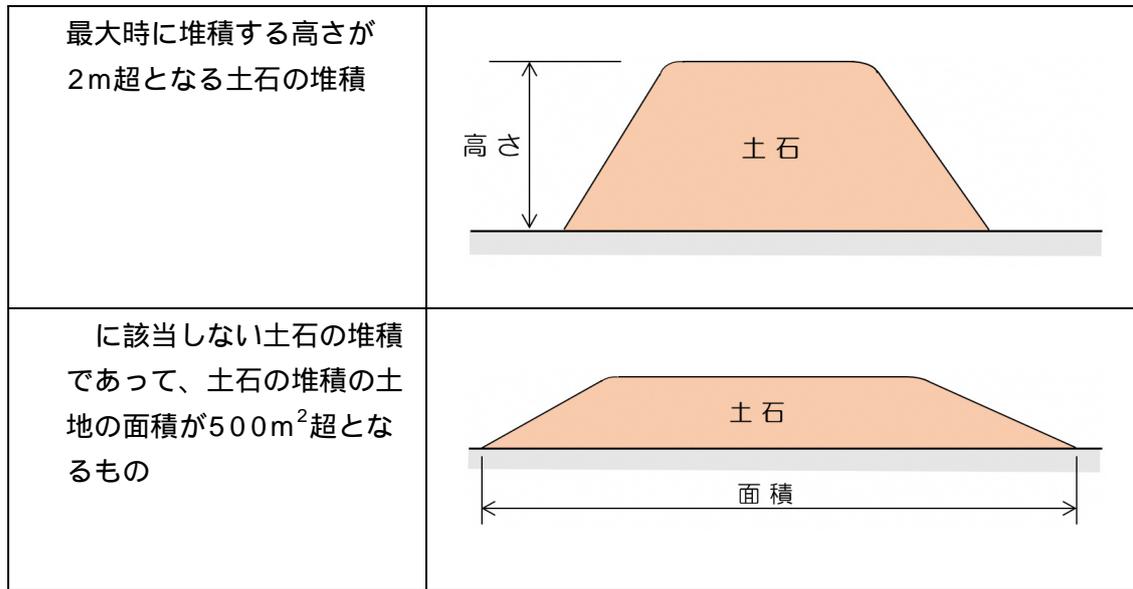


図1-1-6 土石の堆積の定義（政令第4条）

- ・土石の堆積における土石とは、「土砂」若しくは「岩石」又はこれらの混合物のことを言います。
- ・盛土規制法においては、植物遺骸由来の有機物や改良材を含む土砂、土石と同様の性状にした建設副産物も土石として取り扱います。
- ・土石の堆積は、一定期間（ ）を経過した後に除却することを前提とした行為であり、ストックヤードにおける土石の堆積、工事現場外における建設発生土や盛土材料の仮置き、土石に該当する製品等の堆積等が該当します。（土石の堆積期間は最大5年です。）
- ・残土の埋立てなど、除却を前提としない堆積については、土地の形質変更として取り扱いません。

土石の堆積については、「4-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準」の【土石の堆積の考え方】も参照下さい

1 - 2 盛土等の許可・届出・検査・報告の対象行為の規模

「土地の形質の変更（盛土・切土）」、「土石の堆積」のうち、各規制区域内における許可・届出・検査・報告の対象となる工事規模の概要は以下の表のとおりです。

【規制区域指定日以降に着手する工事で、許可又は届出対象の工事】（表1 - 2 - 1）

本手引き参照先		・1章（1 - 4 届出を要する工事） ・8章		・1章（1 - 3 許可を要する工事） ・第2章～第6章		・7章 検査（中間、完了）・定期報告	
区域	行為	届出 〔法第27条第1項〕	許可 〔法第12条第1項〕 〔法第30条第1項〕	中間検査 〔法第18条・37条〕	定期報告 〔法第19条・38条〕	完了検査 〔法第17条・36条〕	
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)		盛土で高さ1m超の崖切土で高さ2m超の崖盛土と切土を同時に行つて、高さ2m超の崖（、を除く） 盛土で高さ2m超（、を除く） 盛土または切土の面積500m ² 超（） （～を除く）	盛土で高さ2m超の崖切土で高さ5m超の崖盛土と切土を同時に行つて、高さ5m超の崖（、を除く） 盛土で高さ5m超（、を除く） 盛土又は切土の面積3,000m ² 超（～を除く）	同左	許可対象すべて	
	土石の堆積 一時的な		堆積の高さ2m超かつ面積300m ² 超 堆積の面積500m ² 超（）		堆積の高さ5m超かつ面積1,500m ² 超 堆積の面積3,000m ² 超	許可対象すべて	
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	盛土で高さ1m超の崖切土で高さ2m超の崖盛土と切土を同時に行つて、高さ2m超の崖（、を除く） 盛土で高さ2m超（、を除く） 盛土または切土の面積500m ² 超（） （～を除く）	盛土で高さ2m超の崖切土で高さ5m超の崖盛土と切土を同時に行つて、高さ5m超の崖（、を除く） 盛土で高さ5m超（、を除く） 盛土または切土の面積3,000m ² 超（） （～を除く）	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて	
	土石の堆積 一時的な	堆積の高さ2m超かつ面積300m ² 超 堆積の面積500m ² 超（）	堆積の高さ5m超かつ面積1,500m ² 超 堆積の面積3,000m ² 超（）		許可対象すべて	許可対象すべて	

【規制区域指定の際に、既に工事着手している届出対象の工事】（表1 - 2 - 2）

本手引き参照先		・1章（1 - 5 その他届出を要する工事等） ・9章 その他届出を要する工事等	
区域	行為	届出 〔法第21条第1項・法第40条第1項〕	
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	盛土で高さ1m超の崖切土で高さ2m超の崖盛土と切土を同時に行つて、高さ2m超の崖（、を除く） 盛土で高さ2m超（、を除く） 盛土または切土の面積500m ² 超（～を除く）（）	
特定盛土等規制区域	一時的な土石の堆積	堆積の高さ2m超かつ面積300m ² 超 堆積の面積500m ² 超（）	

（ ）：標高の差が50cm（県規則で定めた数値）を超えるものに限ります。詳細は、1章（1 - 3）、（1 - 4）、（1 - 5）を参照下さい。

（参考）上記の二つの表で、同色のセル同士は、工事規模が同じです。

1 - 3 許可を要する工事

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、下表の規模の工事を行う場合には、法第12条第1項又は第30条第1項に基づき、長崎県知事の許可が必要となります。

ただし、特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、「1 - 3 許可を要する工事」の規模に該当しない場合で、「1 - 4 届出を要する工事（特定盛土等規制区域における許可対象の規模未滿）」の規模に場合する場合は、届出が必要となります。

具体的な許可申請手続きは、第5章を参照ください。

「第5章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等」

【許可を要する工事】〔政令第3条、4条、23条、25条、28条〕〔省令第8条〕

区 域	行 為	規 模
宅地造成等 工事規制区 域	土地の形質の 変更 (宅地造成) (特定盛土等)	盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの 切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの 盛土と切土を同時に行う場合、当該盛土及び切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるときの当該盛土及び切土 上記の、に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの (崖を生じないもの) 上記の～に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500m ² を超えるもの(高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えるものに限る)
	土石の堆積 (注1)	高さが2mを超える土石の堆積(当該土石の堆積を行う土地の面積が300m ² を超えるものに限る) 上記のに該当しない土石の堆積で、当該土石の堆積を行う土地の面積が500m ² を超えるもの(土地の地盤面の標高と土石の堆積の標高との差が50cmを超えるものに限る)
特定盛土等 規制区域	土地の形質の 変更 (特定盛土等) (注2)	盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの 切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの 盛土と切土を同時に行う場合、当該盛土及び切土と合わせて高さが5mを超える崖を生ずるときの当該盛土及び切土 上記の、に該当しない盛土で、崖を生じない高さが5mを超えるもの 上記の～に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000m ² を超えるもの(高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えるものに限る)
	土石の堆積 (注1)	高さが5mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500m ² を超えるもの 上記のに該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000m ² を超えるもの(土地の地盤面の標高と土石の堆積の標高との差が50cmを超えるものに限る)

(注1) 土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

(注2) 「特定盛土等」は宅地造成を包含するものであり、宅地造成も規制対象となります。

・表中、()書きは、省令第8条9号、10号口に規定する「災害の発生のおそれがないと認められる工事」を示し、標高の差の50cmは県の細則で別途定めた数値です。(「図1-3-2 標高の差50cm以下の盛土等の考え方」、「1-6 許可及び届出を要しない工事等」を参照下さい。)

【許可が必要となる工事の規模・イメージ図】

【図1-3-1】

	規制区域別の許可が必要となる行為		イメージ図
	宅地造成等工事 規制区域	特定盛土等 規制区域	
土地の形質の変更（宅地造成・特定盛土等）	盛土で、当該盛土の土地の高さが1m超の崖を生ずるもの	盛土で、当該盛土の土地の高さが2m超【1m超】の崖を生ずるもの	
	切土で、当該切土の土地で高さが2m超の崖を生ずるもの	切土で、当該切土の土地で高さが5m超【2m超】の崖を生ずるもの	
	盛土と切土を同時に行う場合で、当該盛土及び切土部分の高さが2m超の崖を生ずるもの（、を除く）	盛土と切土を同時に行う場合で、当該盛土及び切土部分の高さが5m超【2m超】の崖を生ずるもの（、を除く）	
	盛土で、高さが2m超となるもの（、を除く）	盛土で、高さが5m超【2m超】となるもの（、を除く）	
	盛土又は切土をする場合で、当該土地の面積が500m ² 超となるもの（～を除く） 〔高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えないものを除く【図1-3-2参照】〕	盛土又は切土をする場合で、当該土地の面積が3,000m ² 超【500m ² 超】となるもの（～を除く）	
一時的な土石堆積	最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300m ² 超となる土石の堆積 〔当該土石の堆積を行う土地の面積が300m ² を超えないものを除く〕	最大時に堆積する高さが5m超【2m超】かつ面積が1,500m ² 超【300m ² 超】となる土石の堆積	
	に該当しないもので、最大時に堆積する面積が500m ² 超となる土石の堆積 〔高さが2m以下で、土地の地盤面の標高と土石の堆積の標高との差が50cmを超えないものを除く〕	に該当しないもので、最大時に堆積する面積が3,000m ² 超【500m ² 超】となる土石の堆積	

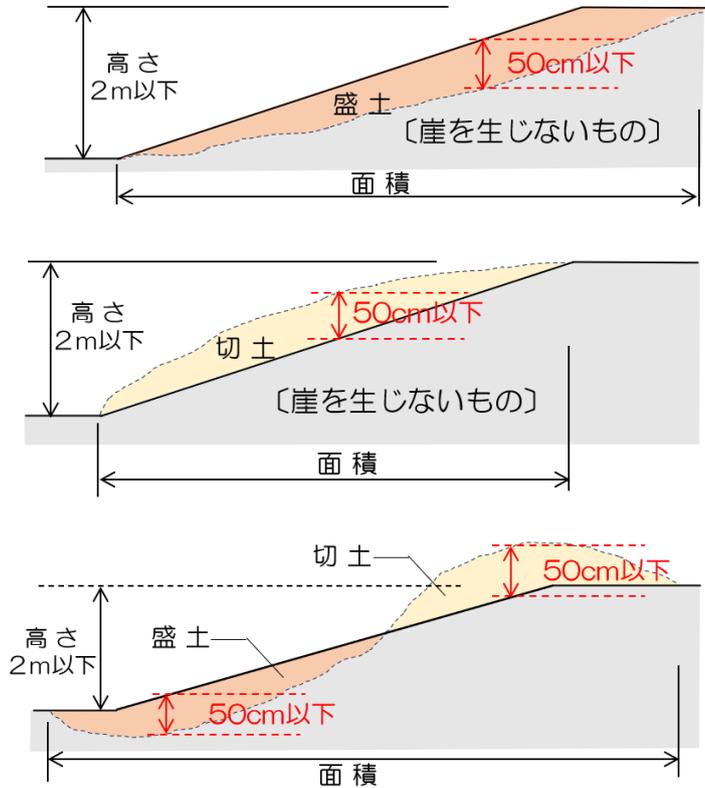
- ・【 】内の数値は、特定盛土等規制区域における届出の規模要件（「1-4届出を要する工事（特定盛土等規制区域における許可対象の規模未達）」を参照）
- ・表中、（ ）書きは、省令第8条9号、10号口に規定する「災害の発生のおそれがないと認められる工事」を示し、標高の差の50cmは県の細則で別途定めた数値です。（「図1-3-2 標高の差50cm以下の盛土等の考え方」、「図1-3-3 標高の差50cm以下の土石の堆積の考え方」、「1-6 許可及び届出を要しない工事等」を参照下さい。）

○災害の発生のおそれのないと認められる工事（許可不要工事）

〔省令第8条9号・10号〕

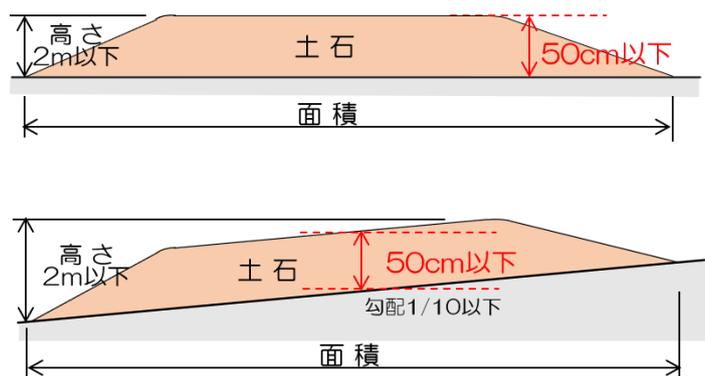
許可不要工事となる「災害の発生のおそれのないと認められる工事」は、以下の工事の内容になります。

- ・ **土地の形質の変更【図1-3-1】** の、「高さが2 m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えないもの」とは、右の【図1-3-2】のような盛土等の高さが2 m以下であり、盛土等を行う全域において、**標高の差が50cm以下**である状態のものをいいます。
 （「**標高の差**」とは、同一位置における盛土等を行う前後の標高差をいう。）（以下、同じ）



【図1-3-2 標高の差50cm以下の盛土等の考え方】

- ・ **一時的な土石の堆積【図1-3-1】** の、「高さが2 m以下で、土地の地盤面の標高と土石の堆積の標高との差が50cmを超えないもの」とは、右の【図1-3-3】のような土石の堆積の高さが2 m以下であり、土石の堆積を行う全域において、**標高の差が50cm以下**である状態のものをいいます。

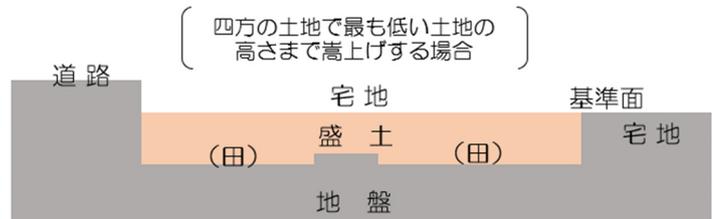


【図1-3-3 標高の差50cm以下の土石の堆積の考え方】

○窪地における盛土の規制の考え方

四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦になる場合や、平坦な面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、規制対象とはならないものと扱います。

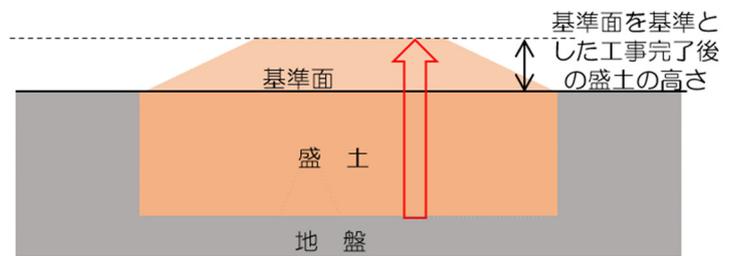
【窪地を四方の土地の高さに合わせて嵩上げするケース】
 (規制対象とはならないもの)



【図 1-3-4 窪地を嵩上げするケース 1】

【窪地を四方の土地より少し高く盛土する場合】

(窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行って平坦にした面(基準面)を基準として、工事完了後の盛土との高さや面積が規制対象規模を超えない場合、許可等は不要と扱います。)



【図 1-3-5 窪地を嵩上げするケース 2】

1 - 4 届出を要する工事（特定盛土等規制区域における許可対象の規模未満）

特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、下表の規模の工事を行う場合には、**法第27条第1項**に基づき、当該工事に着手する **30 日前まで**に、長崎県知事へ届出を行う必要があります。

ただし、「1 - 3 許可を要する工事」に該当する場合は、許可申請が必要となります。

具体的な届出の手続きは、第8章を参照ください。

「第8章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出」

【届出を要する工事】〔法第27条第1項、政令第5条・27条、省令第8条〕

区域	行為	規模
特定盛土等 規制区域	特定盛土等	盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの 切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの 盛土と切土を同時に行う場合、当該盛土及び切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるときの当該盛土及び切土 上記の、に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの(崖を生じないもの) 上記の～に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500m ² を超えるもの (高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 50cm を超えるものに限る)
	土石の堆積	高さが2mを超える土石の堆積(当該土石の堆積を行う土地の面積が300m ² を超えるものに限る) 上記のに該当しない土石の堆積で、当該土石の堆積を行う土地の面積が500m ² を超えるもの (高さが2m以下であって、土地の地盤面の標高と土石の堆積の標高との差が 50cm を超えるものに限る)

- ・表中、()書きは、省令第8条9号、10号に規定する「災害の発生のおそれがないと認められる工事」を示し、標高の差の**50cm**は県の細則で別途定めた数値です。(「図1-3-2 標高の差50cm以下の盛土等の考え方」、「図1-3-3 標高の差50cm以下の土石の堆積の考え方」、「1-6 許可及び届出を要しない工事等」を参照下さい。)

○上記の届出工事について、以下の手続き等が必要になります。第8章を参照下さい。

- ・ 8 - 2 標識の掲出
- ・ 8 - 3 届出工事の着手届出
- ・ 8 - 4 届出工事の変更届出 (該当する場合)
- ・ 8 - 5 届出工事の中止・廃止・再開に関する届出
- ・ 8 - 6 届出工事の完了に関する届出

1 - 5 その他届出を要する工事等（規制区域指定時の既着手工事）

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内において、規制区域指定の際に既に行われている工事又は擁壁の撤去等の工事を行う場合は、法第21条（第1項、第3項及び第4項）又は法第40条（第1項、第3項及び第4項）に基づき、長崎県知事へ届出を行う必要があります。

具体的な手続きは、第9章を参照ください。

「第9章 その他届出を要する工事等」

【届出を要する工事】〔法第21条・第40条、政令第26条〕

対象となる工事等	規 模	届 出 期 限
規制区域指定の際に既に行われている工事（注） （第1項）	1 - 3の許可、または1 - 4の届出を要する工事 【宅地造成、特定盛土等】 <土地の形質の変更（盛土・切土）> 盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの 切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの 盛土と切土を同時に行う場合、当該盛土及び切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるときの当該盛土及び切土 上記の、に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの（崖を生じないもの） 上記の～に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500m ² を超えるもの（高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えるものに限る） 【土石の堆積】 高さが2mを超える土石の堆積（当該土石の堆積を行う土地の面積が300m ² を超えるものに限る） 上記のに該当しない土石の堆積で、当該土石の堆積を行う土地の面積が500m ² を超えるもの（高さが2m以下であって、土地の地盤面の標高と土石の堆積の標高との差が50cmを超えるものに限る）	区域指定があった日から21日以内
擁壁等の全部又は一部の除去工事（第3項）	擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事	当該工事に着手する日の14日前まで
公共施設用地の転用（第4項）	公共施設用地を宅地又は農地に転用したとき	転用した日から14日以内

（注）「既に行われている工事」とは、工事に伴う請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入の段階ではなく、実際に工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更又は土石の堆積が行われている段階を言います。

- ・表中、（ ）書きは、省令第8条9号、10号に規定する「災害の発生のおそれがないと認められる工事」を示し、標高の差の50cmは県の細則で別途定めた数値です。（「図1-3-2 標高の差50cm以下の盛土等の考え方」、「図1-3-3 標高の差50cm以下の土石の堆積の考え方」、「1-6 許可及び届出を要しない工事等」を参照下さい。）。

○上記の届出工事について、以下の手続き等が必要になります。第9章を参照下さい。

- ・9 - 4 工事の変更届出（該当する場合）
- ・9 - 5 工事の中止・廃止・再開に関する届出
- ・9 - 6 工事の完了に関する届出

1 - 6 許可及び届出を要しない工事等

下表に記載する工事については、法令による許可及び届出を必要としません。

ただし、土地所有者、管理者又は占有者には土地の保全努力義務が課せられ、盛土等による災害の発生のおそれがある場合には改善命令の対象となります。（法第22条、第23条）

【許可及び届出を要しない工事】

区分	定義
公共施設用地（注1） 【規制対象外】 （法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項）	<ul style="list-style-type: none"> 道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、 雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生のおそれがないと認められる工事等 【許可不要工事】 （法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号） 省令第8条第9号 省令第8条第10号イ 口 ハ	<ul style="list-style-type: none"> 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） 鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） 採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） 砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等 火薬取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 高さ2m以下かつ面積500m²超の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが50cmを超えないものを行う工事（注2） 高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300m²を超えないもの 高さが2m以下で面積が500m²を超える土石の堆積であって、当該土石の堆積をする厚さが50cmを超えないもの（注2） 工事の施行に付随して行われる土石の堆積（注3）であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（注4）又はその付近（注5）に堆積するもの（注6）
みなし許可となる工事 （法第15条各項、法第34条各項）	<ul style="list-style-type: none"> 国または都道府県、指定都市もしくは中核市と許可権者の協議が成立した工事 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる工事
その他法の対象外となる行為	<ul style="list-style-type: none"> 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（注7）（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であつてその前後の土地の地盤面の標高差が所定の数値を超えないもの）

注1：ただし、公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う工事は、許可申請や届出が必要となります。

注2：標高の差の50cmは県の細則で別途定めた数値です。

（「図1-3-2 標高の差50cm以下の盛土等の考え方」、「図1-3-3 標高の差50cm以下の土石の堆積の考え方」を参照下さい。）

注3：「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

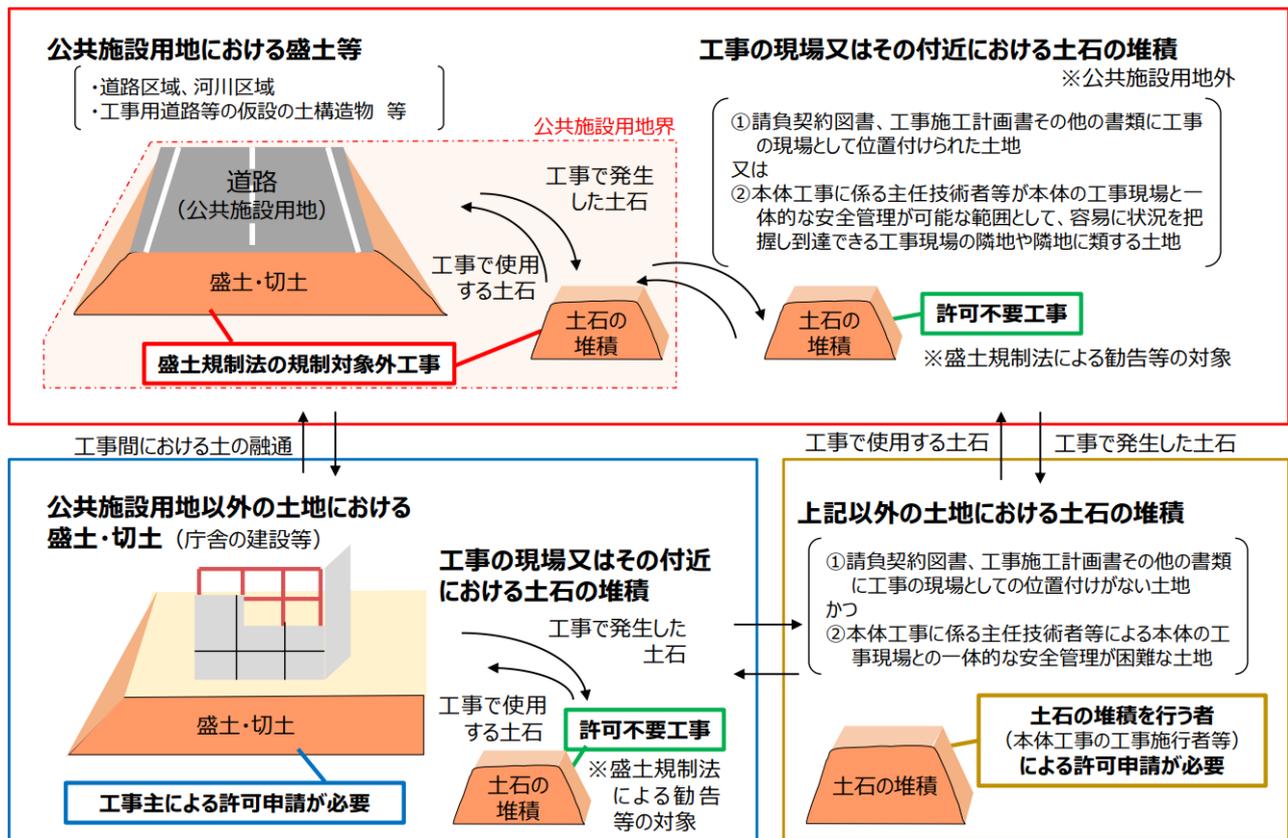
注4：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱います。

注5：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

注6：工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。

注7：営農行為の範疇に含まれるか否かについては、所在地の農地担当部局（各市町の農業委員会事務局等）に対して許可申請前に相談を行ってください。

○公共施設用地・公共施設用地以外の土地における土石の堆積



【出典：国土交通省資料】

1 - 7 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況

長崎県内（長崎市、佐世保市を除く）における宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況は下表のとおりです。

なお、県内の規制区域図（案）は、長崎県盛土対策室のホームページで公表しています。

長崎県「盛土規制法の規制区域について」

右上、[組織で探す](#)

土木部の中の[盛土対策室](#)

業務内容の中の[盛土規制法に基づく規制区域](#)

[基礎調査結果（規制区域（案））の公表](#)

[基礎調査結果（規制区域（案））の公表 | 長崎県](#)



【県盛土対策室QRコード】

長崎市、佐世保市を含む県内の21市町について、令和7年5月23日に規制区域を指定し、盛土規制法の運用を開始します。

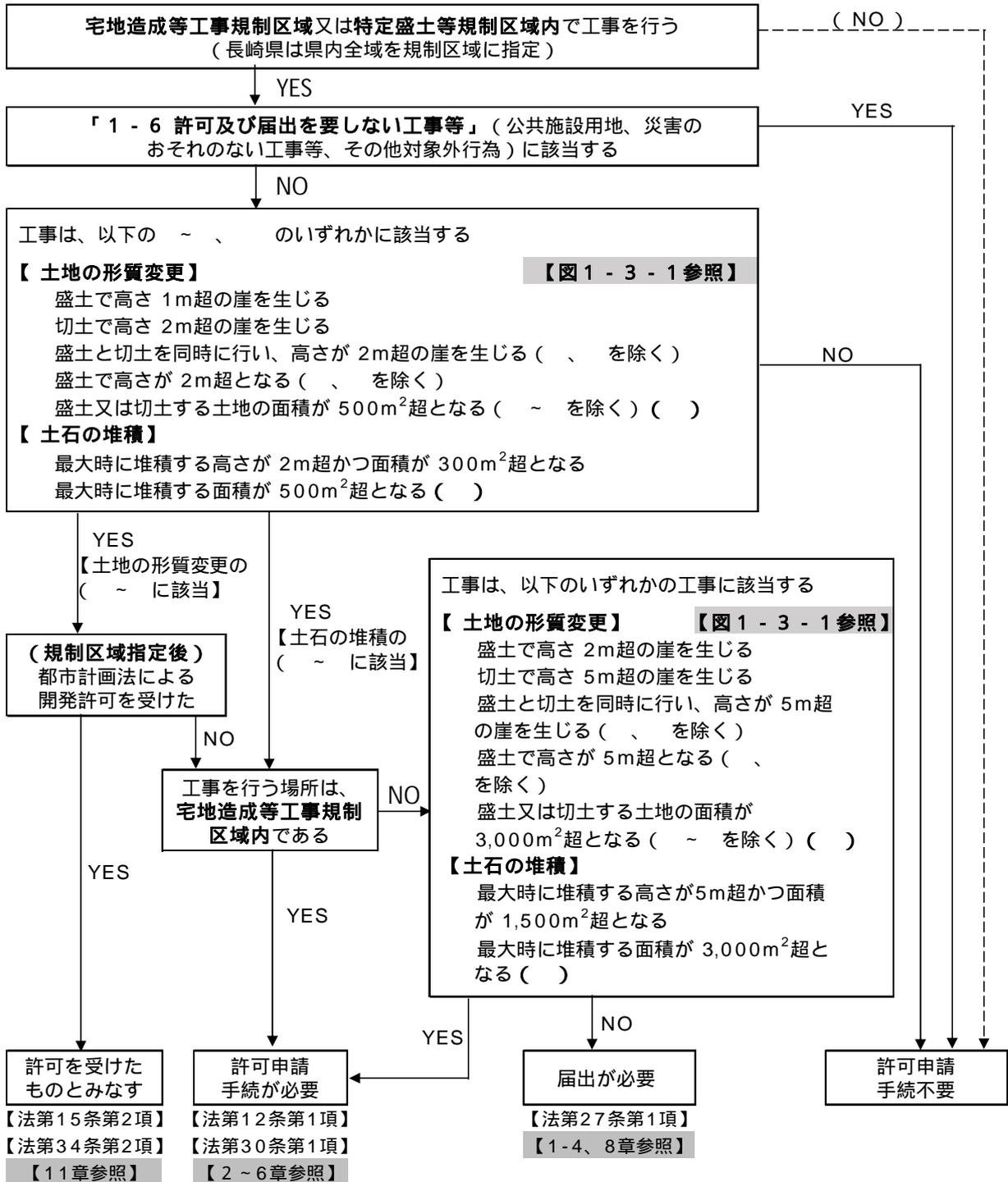
【規制区域の指定状況】

市 町 名	宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域		
	告 示 日	告 示 番 号	施 行 日
長崎市	(注1)	(注1)	令和7年5月23日
佐世保市	(注1)	(注1)	令和7年5月23日
島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見待町、小値賀町、佐々町、新上五島町 (11市8町)	令和7年5月23日	長崎県告示 号	令和7年5月23日

(注1)長崎市、佐世保市は、各市において指定が行われますので、詳細は各市にご確認ください。
なお、指定されるまでは、旧法（宅地造成等規制法）による規制が適用されます。

1 - 8 規制対象 確認フローチャート

- 「宅地造成等工事規制区域」・「特定盛土等規制区域」の指定状況を確認します。
規制区域の種別、工事規模（切土及び盛土高さ・面積など）を確認します。
- 以下のフローにより、計画の工事が許可申請の対象となるかを確認して下さい。



() 標高の差が50cm以下(高さの規定あり)の場合、「災害の発生のおそれがないと認められる工事」として、許可や届出が不要になります。(「図1-3-2 標高の差50cm以下の盛土等の考え方」、「図1-3-3 標高の差50cm以下の土石の堆積の考え方」、「1-6 許可及び届出を要しない工事等」を参照下さい。)

図1-8 盛土規制法に基づく許可の要否判定フロー